青森県知事 三村 申吾 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会 会 長 石 岡 隆 司

青森県個人情報保護条例の改正について (答申)

平成29年11月10日付け青総第1142号による下記の諮問については、諮問内容のとおり実施するべきである。

記

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改 正に伴う青森県個人情報保護条例の改正について

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月10日 (第82回審査会)	・知事から青森県個人情報保護条例の改正について諮問を受けた。・諮問事項の審議を行った。
平成29年12月8日 (第83回審査会)	・諮問事項の審議を行った。
平成29年12月20日	・知事に対して答申した。

青森県情報公開·個人情報保護審査会委員名簿(五十音順)

氏 名	役 職 名 等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ~ふれ~ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部 講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成29年12月20日現在)

青森県情報公開・個人情報保護審査会 会 長 石 岡 隆 司 殿

青森県知事 三 村 申 吾

青森県個人情報保護条例の改正について(諮問)

本県における個人情報保護制度は、平成11年7月のスタート以来、個人の権利利益の保護に努めているところですが、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、青森県個人情報保護条例を改正する必要があると考えております。

つきましては、下記事項について貴審査会の御意見を賜りたく、青森県情報公開・個人 情報保護審査会条例第1条の規定に基づき、諮問します。

記

諮問事項

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の 改正に伴う青森県個人情報保護条例の改正について 個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う青森県 個人情報保護条例の改正について

目 次

改正を必要とする背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 個人情報の定義の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 要配慮個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 その他	
(1)非識別加工情報制度の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)事業者が取り扱う個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3)青森県情報公開条例の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4 改正条例の施行日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

(注 記)

本資料は、平成29年5月に施行された個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法の趣旨等を踏まえた改正を行う観点から、審査会における審議の参考とするため、現行の個人情報保護条例の改正が必要であると考えられる事項等について、担当課(総務学事課)の考え方をまとめたものである。

改正を必要とする背景

1 近年の情報通信技術の飛躍的な進展により、ビッグデータの収集・分析が可能となり、 こうした技術を活用することが新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の 解決に大きく貢献するものと期待されている。そうした中で、個人の行動・状態等に関 する情報に代表されるパーソナルデータ(個人に関する情報)の利活用を適正に進めて いくことが、官民を通じた重要な課題となっている。

しかし同時に、パーソナルデータについては、制度上又は社会的に利活用が許容されるのか不明確な点が生じ、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者によるパーソナルデータの利活用の躊躇が生じていると指摘されている。

- 2 こうした状況を背景として、民間部門について、個人情報の保護を図りつつ、パーソ ナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、「個人情報の保護 に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の改正法が平成27年9月に公布された。(平成29年5月30日施行)
- 3 そして、これに続き、国の行政機関の保有する個人情報について、個人の権利利益の 保護に支障がない範囲内において、国の行政機関の保有する個人情報を加工して作成す る非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益 の保護に資するため、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の定義を設けること等 を内容とする「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)の改正法が平成28年5月に公布された。 (平成29年5月30日施行)
- 4 国では、これらの法律改正等を踏まえた個人情報保護条例の見直しに向けた検討が円滑に行われるよう、平成28年9月から「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」を開催し、条例の見直しの方向性を検討してきた。
- 5 本年5月19日に検討会の報告書が取りまとめられ、これを受けて国からは同日付けで、 検討会の報告書の内容を踏まえ、地方公共団体においては個人情報の保護を図りつつ、 その適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していく観点から、個人情報保護条例の見 直し等必要な措置を講じるよう通知があった。
- 6 その後、国では、地方公共団体における非識別加工情報制度について、地方公共団体 共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕 組み、立法措置による解決の可能性等について引き続き検討を行うため、「地方公共団 体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討 会」を開催し、今年度末までに結論を得ることとされている。
- 7 以上のことを踏まえ、本県における個人情報の適正な取扱いの確保等について必要な措置を講ずるため、青森県個人情報保護条例(以下「条例」という。)の改正を行うものである。

1 個人情報の定義の明確化

指紋データ、旅券番号等の個人識別符号等が個人情報に該当することを明確にする ため、個人情報の定義を改正する。

関連規定:条例第2条第1号

個人情報保護法第2条第1項、第2項、

行政機関個人情報保護法第2条第2項、第3項

【説 明】

- (1) 条例は、個人情報を「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年 月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合 することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。)」と定義している。
- (2) これに対し、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法は、個人情報について次のように定義している。
 - 第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 第1号 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは 電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認 識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録 をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方式を用い て表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定 の個人を識別することができるもの(他の情報と【容易に】照合することができ、 それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - 第2号 個人識別符号が含まれるもの
 - 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、 番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
 - 第1号 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - 第2号 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し 割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは 電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用 者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てら れ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入 者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 個人情報の定義を明確化することは地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられることから、条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号等が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することとする。

2 要配慮個人情報の取扱い

特に配慮を要する個人情報の定義を明確化し、その取得を制限する。

関連規定:条例第6条第1項、第8条第2項

個人情報保護法第2条第3項、第17条第2項

行政機関個人情報保護法第2条第4項、第10条第1項

【説 明】

(1)条例は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、いわゆるセンシティブ情報については、憲法上、基本的人権として保障されている内心の自由等に関する情報であり、その取扱いが不適正であるような場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが大きいため、次に掲げる場合を除き、取得してはならないと定めている。

第1号 法令又は条例の規定に基づき取得するとき。

第2号 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まるその他公共の 安全と秩序の維持を目的として取得するとき。

- 第3号 前2号に掲げる場合のほか、利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認められるとき。
- (2) これに対し、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法は、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義している。
- (3) 地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないと考えられることから、条例においても、国と同様の「要配慮個人情報」の定義を設けることとする。
- (4) 行政機関個人情報保護法では、要配慮個人情報の取得制限は課していないが、条例ではこれまでセンシティブ情報の取得制限を課してきていることを踏まえ、要配慮個人情報について、センシティブ情報と同様に取得制限を課すこととする。
- (5) また、行政機関個人情報保護法では、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の 実態をより的確に認識しうるようにするため、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報 の有無を記載することとされたことを踏まえ、条例においても、個人情報取扱事務登 録簿の記載事項に要配慮個人情報の有無を追加することとする。

3 その他

(1) 非識別加工情報制度の取扱い

非識別加工情報制度については、国の「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」の結論を待って、来年度以降、その取扱いについて検討していくこととする。

「関連規定:個人情報保護法第36条から第39条まで

行政機関個人情報保護法第44条の2から第44条の16まで

【説 明】

(1) 個人情報保護法では、匿名加工情報(個人を識別できないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の規定を新設し、自由な流通・利活用を促進する仕組みが導入された。

また、行政機関個人情報保護法では、行政機関が保有する個人情報についても、「非 識別加工情報(=匿名加工情報)」を事業者に提供する仕組みが導入された。

- (2) 国は「個人情報保護条例の見直し等について」(平成29年5月19日総行情第33号総務省大臣官房地域力創造審議官通知)の中で、「官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。」としている。
- (3) しかし、「規制改革推進に関する第1次答申」(平成29年5月23日規制改革推進会議) においては、「地方公共団体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。」とされ、平成29年度内に結論を出すよう答申されている。

また、その後の閣議決定(世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定)、未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)、規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定))においても、同様の内容が記載されている。

- (4) このような状況を踏まえ、国では、本年7月から「地方公共団体が保有するパーソ ナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」を開催し、今年 度末までに結論を得ることとされている。
- (5) 本県としては、国の検討会の結論を待って、来年度以降、非識別加工情報制度の取扱いについて検討していくこととする。

3 その他

(2) 事業者が取り扱う個人情報の保護

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定については、現行の規定を維持する こととする。

関連規定:条例第4条、第41条から第47条まで

個人情報保護法第11条から第14条まで

第40条から第42条まで、第82条から第88条まで

【説明】

- (1) 条例は、すべての事業者を対象とし、事業者が取り扱う個人情報の保護に関して事業者の責務を定め、知事が指導及び助言、是正措置、説明又は資料提出の要求、是正措置に従わない事業者の公表ができること等を規定している。
- (2) 一方、個人情報保護法は、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」 を個人情報取扱事業者と定義しつつ、「その取り扱う個人情報の量及び利用方法から 見て個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」として「個 人情報データベース等を構成する個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日におい ても5000を超えないもの」を除外していたが、今回の改正によりこの規定が削除され、 個人情報データベース等を事業の用に供していれば、中小の事業者も個人情報取扱事 業者として個人情報保護法の規定が適用されることとなった。
- (3) 個人情報保護条例における事業者に対する措置については、これまでも、個人情報取扱事業者については個人情報保護法による措置と重複していたが、これについては、「個人情報保護法が最終的に罰則規定を設けているのに対し、個人情報保護条例の規定は、事業者への行政指導として位置付けており、その趣旨が異なることから、すべての事業者を条例の措置規定の対象とすることについて、法律に抵触することはないと考えられる。なお、個人情報取扱事業者については、法律と条例の適用関係が明確となるよう運用上配慮する必要がある」と整理されているところである(青森県個人情報保護審査会答申(平成17年1月答申第3号))。
- (4) 今回の個人情報保護法の改正により個人情報取扱事業者の範囲が大幅に広がったが、個人情報保護法では、地方公共団体は、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない等としていることに変わりはなく、上記の答申の考え方も引き続き維持できるものと考えられることから、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定については、現行どおりとする。

3 その他

(3) 青森県情報公開条例の改正

青森県情報公開条例第7条第3号(個人情報)の規定を改正する。

(関連規定:条例第7条第3号)

【説明】

青森県個人情報保護条例において個人情報の定義を明確化することを踏まえ、青森 県情報公開条例においても、不開示とする個人情報の定義を明確にするための改正を 行う。

4 改正条例の施行日

改正条例の施行日は、平成30年4月1日とする。

【説明】

改正条例の施行日は、規則、解釈運用基準及び事務取扱要綱等の改正に要する期間等 を考慮し、平成30年4月1日とする。